

令和 6 年 3 月 29 日
国土政策局特別地域振興官付

「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」を閣議決定

本日成立した「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

奄美群島と小笠原諸島の振興に向けた取組を引き続き支援し、移住の促進など、新たな課題等への対応に取り組むための「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和 29 年政令第 239 号）に規定する交付金事業計画の対象事業を追加するほか、関係政令の規定の整備等を行うための政令を制定します。

2. 改正の概要

（1）奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正【第 1 条関係】

- 交付金事業計画の対象事業の追加
- （独）奄美群島振興開発基金による大口資金の貸付けの対象事業の追加

（2）国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）等の一部改正

【第 4 条から第 7 条まで関係】

- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の延長に伴う関係部局の所掌事務の特例等の 5 年間延長

（3）その他所要の改正

3. スケジュール

施行：令和 6 年 4 月 1 日（月）

【問い合わせ先】

国土政策局 特別地域振興官付 岡野、沖田、佐藤

TEL：03-5253-8111（内線 29-727、29-722）、03-5253-8423（直通）